

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年11月までの期間、59年4月から同年11月までの期間及び60年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年11月まで
② 昭和59年4月から同年11月まで
③ 昭和60年4月から同年11月まで

私は、昭和54年から平成12年までの冬の間は、A市臨時職員として働いていたため、その都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続と農業者年金への加入手続を行っており、農業者年金に加入した場合、国民年金保険料と付加保険料を納付する必要があることは知っていたので、これらの保険料を納付していた。

また、確定申告の際に使用するB町C委員会が作成した農業所得計算簿に国民年金に関する記載があるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の未加入期間及び国民年金保険料の未納期間は無い上、昭和54年から平成12年までの冬の間は、A市臨時職員として働いており、その都度、厚生年金保険から国民年金と農業者年金への切替手続を行っていたと主張しているところ、オンライン記録から、申立人の国民年金への切替手続は、21回中、申立期間を除く18回にわたって行われていたことが確認できる。

また、申立人は、農業者年金に加入した場合、国民年金保険料と付加保険料を納付する必要があることは知っていたので、これらの保険料を納付していたと主張しているところ、独立行政法人D基金では、「農業者年金

の被保険者資格取得（再取得）及び喪失については、必ず市町村国民年金課（係）で管理している国民年金被保険者名簿の閲覧を求めて、国民年金の被保険者資格を確認していた。」「国民年金の被保険者資格が失われていることが判明した場合には、当該期間に係る農業者年金の被保険者資格を喪失させ、誤納付となった農業者年金保険料については還付を行う。」と回答している。

さらに、申立人の農業者年金被保険者記録確認リストから、申立期間の農業者年金保険料も納付済みとなっていることが確認できることから、申立人は、農業者年金保険料とともに付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から同年4月まで
② 昭和52年4月から同年10月まで

自分の年金記録を社会保険事務所（当時）に確認したところ、昭和47年3月から同年4月までの期間と52年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料は還付されており、52年10月分は納付されていないとの回答があった。

しかし、自分は農協の組合員勘定を利用して国民年金保険料を毎年前納していたので未納期間は無く、申立期間は厚生年金保険には加入していないので、保険料を還付される理由もない。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、国民年金被保険者台帳及びA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿兼検認カード（以下「国民年金被保険者台帳等」という。）から、昭和47年8月12日付けで申立期間①を含む46年12月から47年4月までの国民年金保険料である2,250円が還付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間①に、厚生年金保険など他の公的年金に加入していない上、他の公的年金に加入している者との婚姻も確認できないことから、申立人が国民年金被保険者資格を喪失する理由は無く、申立期間①は、制度上、国民年金の強制加入となるべき期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料の還付を受ける理由は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、農協の組合員勘定を利用して国民年金保険料を毎年前納しており、厚生年金保険には加入していないので保険料を還付される理由も無いと主張しているところ、国民年金被保険者台帳等から、申立期間②のうち、昭和52年4月から同年9月までの保険料については前納されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金被保険者台帳等から、昭和50年12月から51年3月までの期間及び申立期間②の一部を含む同年12月から52年9月までの期間の国民年金保険料については、同年3月25日付けで還付されていることが確認できる上、オンライン記録から、申立人の保険料が還付された時点では、申立人は厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、前納された期間の保険料を還付したと考えられるとともに、還付期間及び還付金額に誤りはなく、これらの事務処理に不合理な点は見受けられない。

また、申立期間②のうち、昭和52年10月分の国民年金保険料については、国民年金被保険者台帳等から、申立人が農協の組合員勘定により前納した記録は確認できない上、申立人は、昭和51年12月1日に国民年金被保険者資格を喪失してから、平成3年1月8日に同資格を再取得するまで、国民年金の加入手続を行ったことは確認できないことから、申立期間②は国民年金の未加入期間であったと考えられ、納付書は発行されず、保険料は納付できなかったと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案513

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から51年5月まで

申立期間当時は両親と同居し、国民年金保険料は両親が納付してくれていた。自分の年金記録を年金事務所に確認したところ、昭和47年12月から50年3月までの保険料は還付されており、申立期間は国民年金の未加入期間であるとの回答があった。

しかし、自分は申立期間に厚生年金保険に加入していたこともないし、国民年金保険料を未納にしたこともない。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金被保険者台帳から、申立人の申立期間の一部を含む昭和46年11月から50年3月までの国民年金保険料である2万9,400円が同年12月24日に還付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間に、厚生年金保険など他の公的年金に加入していない上、他の公的年金に加入している者との婚姻も確認できないことから、申立人が国民年金被保険者資格を喪失する理由はなく、申立期間は、制度上、国民年金の強制加入となるべき期間であり、申立人が申立期間のうち、昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料の還付を受ける理由は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和50年4月から51年5月までの国民年金保険料については、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録からは、当該期間の保険料が納付された記録及び還付された記録は確認できない上、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする両親は既に死亡していることから、当該期間の納付状

況を確認することができない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月25日から39年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の資格取得日に係る記録を38年4月25日、資格喪失日に係る記録を39年2月1日とし、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月23日から40年7月18日まで

A株式会社には、昭和35年9月1日から平成17年6月1日まで正社員として継続して勤務しており、勤務条件は全く変わらないのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票によれば、申立人は、昭和35年9月1日に厚生年金保険の資格を取得し、37年12月23日に資格を喪失後、40年7月18日に同社において再度資格を取得しており、37年12月から40年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A株式会社から提出された「労働者名簿・賃金台帳」、B国民健康保険組合の加入記録（昭和38年4月25日取得から平成17年6月1日喪失まで第1種組合員）、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人は申立期間のうち、昭和38年4月25日からA株式会社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社から提出された賃金台帳において、申立人は昭和38年7月から39年1月までの給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、前述の同僚のうち3人は、職種によって加入に違いがあり、正

社員だけが厚生年金保険に加入していた旨を証言していることから、申立人は、正社員として勤務し始めた 38 年 4 月 25 日から厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月 25 日から 39 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳の昭和 38 年 7 月から 39 年 1 月までの厚生年金保険料控除額から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しているが、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同取得届の写しから、事業主は社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 38 年 4 月から 39 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 12 月 23 日から 38 年 4 月 25 日までの期間については、前述の賃金台帳には申立人の名前は無い上、A 株式会社は「当時の資料は無く、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明である。」と回答していることから、当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間のうち、昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 7 月 18 日までの期間については、前述の賃金台帳により 39 年 2 月から同年 12 月までの給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、A 株式会社は、前述のとおり回答していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川国民年金 事案514

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から同年3月までの期間及び47年4月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から同年3月まで
② 昭和47年4月から49年12月まで

申立期間①については、昭和39年2月ころにA市役所で国民年金への加入手続を行い、勤務先の向いにあった同市役所で国民年金保険料を納付していた。

また、申立期間②については、昭和49年ころにB市C支所に国民年金保険料の納付相談に行った際、「保険料の納付は分割にできますよ。」と言われたため、後日送付されてきた納付書を使用し、1、2年後に4回に分けて同支所で納付したが、社会保険事務所（当時）からは、「国民年金保険料は還付されている。」と言われた。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、昭和39年2月ころに、A市役所で国民年金への加入手続を行い、同市役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の者の任意加入被保険者資格の取得年月日から、40年2月ころと推認でき、その時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、過年度保険料は社会保険事務所が発行した納付書でなければ納付できず、市町村では申立期間①の保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、昭和49年ころにB市C支所から送付された納付書を使用し、4回に分けて同支所で国民年金保険料を納付したと主張しており、特殊台帳から、納付時期は異なるものの、申立期間②を含む46年4月から49年12月までの保険料が52年10月6日に納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間②の直前である昭和46年4月から47年3月までの期間は、国民年金保険料を追納することができる申請免除期間であるものの、申立期間②は未納期間となっており、保険料を追納することができない期間である。

また、申立期間②の国民年金保険料が納付された時点（昭和52年10月6日）では、申立期間②の保険料は既に時効により納付することができない上、特例納付実施期間ではないことから、過誤納として保険料が還付決定されたと考えられ、これらの事務処理に不合理な点は見受けられない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案515（事案61の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から45年3月まで

平成20年6月11日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から訂正不要との通知を受け取った後に、昭和43年6月に転居した夫の勤務先が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、夫が自身の国民年金への加入手続をした際に、私の国民年金への加入手続をしたことを思い出した。

婚姻後は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付しており、申立期間の夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることは納得できないので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、婚姻前の申立人の国民年金保険料を納付していたとする両親は既に亡くなっており、当時の納付状況を確認できないこと、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和45年11月ころと推認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない上、時効に該当しない期間の保険料は過年度保険料となり、申立人が納付したとするA市役所では納付することができなかったこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当初の決定後に、申立人は、昭和43年6月に転居した夫の勤務先が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、夫が自身の国民年金への加入手続をした際に、私の国民年金への加入手続をしたことを思い出したと主張している。

2 しかしながら、申立人の夫が自身の国民年金の加入手続と一緒に、申

立人の国民年金への加入手続を行ったことは確認できない上、夫は、国民年金への加入手続を行った時期や国民年金保険料の納付方法についての記憶が定かでないことから、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案516

第1 委員会の結論

申立人の平成15年7月及び同年12月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月

私は、平成15年1月から現在に至るまで、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っており、国民年金保険料の免除申請手続きは、健康保険等の資格喪失証明書を持参し、A市役所で行った。

雇用元であるA市役所では、厚生年金保険被保険者資格を喪失した際に説明会を開催しており、国民年金への切替手続きについては説明を受けていたので、申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料の申請免除手続きを行っていたと主張しているが、申立人が申立期間に国民年金に加入した記録及び申請免除手続きを行った記録は確認できない。

また、オンライン記録から、申立期間①については平成17年2月22日付けで、申立期間②については同年8月23日付けで、国民年金への未加入者を抽出した「未適用者一覧表（最終）」が作成されていることが確認でき、申立人は、当該対象となっていることから、その時点では、申立期間①及び②は国民年金への加入手続きを行っていなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料の納付を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案517

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から49年3月まで

私が家業を継ぎ、専従者として働いていたころ、私の給料を管理していた母親が、国民年金への加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。

両親が国民年金保険料を完納していながら、私の保険料だけを未納にしていたとは考えられず、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料があるので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和49年9月1日に元妻と連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人から提出のあった昭和48年分及び49年分の所得税青色申告決算書（一般用）の福利厚生費に納付したとする国民年金保険料が含まれていると述べているが、福利厚生費の内訳は確認できない上、49年分の所得税の修正申告書（控）には、社会保険料等の控除額が記載されているが、申立期間の保険料額と大きく相違していることから、当該資料をもって、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料とは認められない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっており、申立期間の加入状況及び納付状況を確認すること

はできない上、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月まで
③ 昭和 44 年 10 月から 45 年 4 月 7 日まで
④ 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を照会したが、A株式会社B工場での加入記録は無いとの回答があった。

昭和 42 年から 4 年ほど、毎年 10 月ころから翌年 3 月ころまで季節作業員として働いていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の勤務当時の写真及び複数の同僚の回答から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、季節作業員としてA株式会社B工場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時、A株式会社B工場のC課で勤務していた3人からは、季節作業員は10人から20人程度いたが、厚生年金保険に加入させていなかったとの回答を得ており、同事業所において、昭和45年9月2日から47年8月21日までの期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる別の同僚は、「本採用になってから厚生年金保険に加入しているが、本採用前に2回くらい勤務していた時には、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、申立人が季節作業員の同僚として名前を挙げた3人には、A株式会社B工場における厚生年金保険の加入記録は確認できない上、申立期間当時、正社員として勤務していた者が覚えていた複数の季節作業員についても加入記

録が確認できない。

さらに、A株式会社B工場は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができず、健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したものとは考え難く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。